

## 港湾法施行規則の一部を改正する省令案及び関係告示案について

### 1. 背景

令和 4 年 11 月 18 日に公布された「港湾法の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 87 号。以下「改正法」という。）では、港湾の機能の安定的な維持及び港湾の管理、利用等の効率化のため、国が設置し、及び管理する電子情報処理組織（以下、単に「電子情報処理組織」という。）を追加することとされている。

今般、電子情報処理組織の追加に係る規定については、改正法の公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるところ、その施行に際して必要となる規定の整備を行うため、港湾法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 98 号）について所要の改正及び関係告示の制定を行う。

また、既存の電子情報処理組織に関する規定について、所要の改正を行う。

### 2. 改正の概要

#### （1）国が設置し、及び管理する電子情報処理組織の追加に伴う改正

- ① 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号。以下「法」という。）第 48 条の 4 第 1 項第 4 号に基づき追加された電子情報処理組織（以下「サイバーポート（港湾物流）」という。）及び同項第 5 号に基づき追加された電子情報処理組織（以下「サイバーポート（港湾インフラ分野）」という。）で扱う情報について定める。
- ② 法第 48 条の 4 第 2 項の規定に基づき、サイバーポート（港湾物流）又はサイバーポート（港湾インフラ分野）を使用する者の負担する使用料について、それぞれの設置及び管理に必要な経費を基礎として、その使用状況等を勘案して国土交通大臣が定める額とし、年額とする旨を定める。
- ③ サイバーポート（港湾物流）又はサイバーポート（港湾インフラ分野）を使用する者の国土交通大臣への届出について定める。

#### （2）法第 48 条の 4 第 1 項第 1 号の電子情報処理組織の対象となる手続の追加に伴う改正

- ① 港湾管理者に対して行われる申請等のさらなる電子化・標準化を図るため、新たな電子情報処理組織（以下「サイバーポート（手続）」という。）を構築することに伴い、法第 48 条の 4 第 1 項第 1 号に基づき、サイバーポート（手続）の対象となる申請等について定める。

- ②サイバーポート（手続）を使用する者の届出等について定める。

### **3. 関係告示の概要**

#### **（1）港湾法施行規則第十五条の三第四項の国土交通大臣が定める使用料の額等を定める告示**

- ①サイバーポート（港湾物流）の使用料の額について、使用した期間一月につき6,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、年度の一年分をとりまとめて徴収する旨を定める。
- ②使用料を減免する場合を定める。
- ③上記にかかわらず、本告示の施行日から令和8年3月31日までを無料期間として定める。

#### **（2）港湾法施行規則第十五条の三第五項の国土交通大臣が定める使用料の額等を定める告示**

- ①サイバーポート（港湾インフラ分野）の使用料の額について、使用した期間一月につき9,000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）とし、年度の一年分をとりまとめて徴収する旨を定める。
- ②使用料を減免する場合を定める。
- ③上記にかかわらず、本告示の施行日から令和7年3月31日までを無料期間として定める。

### **4. 今後のスケジュール（予定）**

公布：令和5年9月29日

施行：令和5年10月1日（改正法の一部施行日）【2（1）、3（1）及び3（2）】

令和6年2月1日【2（2）】